

届出手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 25%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1. 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。